平成２２年（フ）第３５６号
高知市南久万165番地１　クレセントガーデンＡ棟202
債務者　山口　高彦
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３６３号
高知市南久万85番地　川村アパートＡ－１
債務者　久川　美穂
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３６９号
高知県南国市前浜367番地
債務者　下村加奈子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３７６号
高知市高須大島２番11－２号
債務者　広松　教和
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３８０号
高知市三園町26番地　コーポ三園201号
債務者　川村　一惠
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５９号
福岡県直方市大字山部758番地48
債務者　東嶋　彰規
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第６０号
福岡県直方市大字山部403番地３
債務者　東嶋　妙子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第７２号
福岡県直方市大字下新入605番地１
債務者　甲斐　和幸
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第７５号
福岡県直方市大字植木169番地13
債務者　安河内京子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第２０６号
福岡県久留米市長門石２丁目２番34―808号
債務者　福永　悦子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第８２号
福岡県田川市大字奈良1587番地
債務者　今園　　初
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第８３号
宮崎県都城市上川東２丁目24番地17
債務者　村中　正幸
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第９９号
宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池331番地２
債務者　田中　弘将
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１００号
宮崎県都城市庄内町7941番地１　市営神田団地51－１－８号
債務者　西村　洋子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第４３号
鹿児島県奄美市名瀬塩浜町12番15号
債務者　武下　輝行
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第４８号
鹿児島県奄美市名瀬朝仁町３番地８
債務者　岩崎　章子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第４９号
鹿児島県奄美市名瀬永田町20番３号
債務者　勝　あゆの（旧姓川見）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第５４号
鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町20番９―25号
債務者　西田　真裕
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部